



公告

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号に規定する指定地方公共機関として、次のとおり指定しました。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

指定地方公共機関の名称及び所在地

社団法人長野県看護協会

松本市旭二丁目11-34号

危機管理防災課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

豊科都市計画下水道 安曇野市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、安曇野市上下水道部下水道課

生活排水課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

穂高都市計画下水道 安曇野市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、安曇野市上下水道部下水道課

生活排水課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

三郷都市計画下水道 安曇野市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、安曇野市上下水道部下水道課

生活排水課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

堀金都市計画下水道 安曇野市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、安曇野市上下水道部下水道課

生活排水課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

前宮前ショッピングセンター

茅野市安国寺姫宮土地区画整理事業地2街区6-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

株式会社ナフコ

北九州市小倉北区魚町2-6-10

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

株式会社ナフコ

北九州市小倉北区魚町2-6-10

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年6月15日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,159平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 455台
 (2) 駐輪場の収容台数 30台
 (3) 荷さばき施設の面積 241平方メートル
 (4) 廃棄物等の保管施設の容量 58立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マツヤ	午前9時	午後10時
株式会社ナフコ	午前7時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前6時45分から午後10時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

22か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前5時から午後8時まで
2	午前6時から午後8時まで

8 届出年月日

平成23年10月14日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成23年11月4日から平成24年3月5日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 綿半スーパーセンター千曲店
千曲市大字内川770 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社綿半ホームエイド
長野市南長池205
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社綿半ホームエイド
長野市南長池205
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年6月15日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,680平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 510台
(2) 駐輪場の収容台数 65台
(3) 荷さばき施設の面積 120平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 51立方メートル
(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前9時30分	午後8時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前9時から午後8時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

18か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時 間 帯
午前5時から午後8時まで

8 届出年月日

平成23年10月14日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成23年11月4日から平成24年3月5日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

長野県医療労働組合連合会から医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉労働者の大幅増員をはじめとする要求に関して、平成23年11月11日以降、長野県医療労働組合連合会に加盟する長野医療生協労働組合、中信民医連労働組合、諏訪民医連労働組合、飯田民医連労働組合、東信医療生協労働組合、上伊那民医連労働組合、賛育会豊野労働組合の組合員が従事する施設の構内及び職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

労働雇用課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成23年度保安林情報整備業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成24年2月24日まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 失格基準価格

設定あり

(6) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者又は測量の業種で長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格を有する者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県建設部長から建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(6) 長野県内に本店又は支店を有する者であること。

(7) 過去に国又は地方公共団体の委託を受けて、本業務と同種の業務の実績を有する者であること。

(8) 次のいずれかに該当する者を配置できる者であること。

ア 情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)第7条第1項の規定による情報処理技術者試験のうち、基本情報技術者試験に合格した者又はこれと同等の情報システムに関する資格を有する者

イ 測量士の資格を有する者

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県林務部森林づくり推進課

電話 026(235)7275

なお、入札説明書は、上記の場所で交付するほか、インターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/sinrin/kashokai.htm>)からダウンロードすることもできます。

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の配達指定日、提出方法及び提出先
ア 配達指定日 平成23年11月18日(金)
イ 提出方法及び提出先 入札説明書のとおり
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成23年11月21日(月) 午後1時30分
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内の価格で、失格基準価格以上の価格をもってした入札のうち、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

森林づくり推進課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
長野都市計画 生産緑地地区 往生地地区
- 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
長野都市計画地域地区 用途地域
- 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成23年11月4日

長野県知事 阿部守一

- 都市計画の種類及び名称
長野都市計画地区計画 篠ノ井会地区地区計画
- 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

公告

平成24年度長野県立特別支援学校の幼稚部の幼児及び高等部の生徒を次のとおり募集します。

平成23年11月4日

長野県教育委員会

1 募集人員及び志願資格

学 校 名	募 集 人 員			志 願 資 格
長野盲学校 長野市北尾張部321 電話 026-243-7789	幼稚部		若干名	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの。 (2) 高等部 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成24年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科理療科にあっては、高等学校(高等部)を卒業した者(平成24年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。
	高等部	普通科 保健理療科 専攻科理療科	” ” ”	
松本盲学校 松本市旭2-11-66 電話 0263-32-1815	幼稚部		”	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの。 (2) 高等部 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成24年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科理療科にあっては、高等学校(高等部)を卒業した者(平成24年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。
	高等部	普通科 保健理療科 専攻科理療科	” ” ”	
長野ろう学校 長野市三輪1-4-9 電話 026-241-5320	幼稚部		”	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。 (2) 高等部 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成24年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科デザイン工学科にあっては、高等学校(高等部)を卒業した者(平成24年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。
	高等部	産業工芸科 被服科	” ”	
松本ろう学校 松本市寿豊丘820 電話 0263-58-3094	幼稚部		”	(1) 幼稚部 3歳以上の幼児で、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。 (2) 高等部 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成24年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。ただし、専攻科デザイン工学科にあっては、高等学校(高等部)を卒業した者(平成24年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、上記(1)の障害の程度に該当するもの。
	高等部	産業工芸科 被服科 専攻科デザイン工学科	” ” ”	
長野養護学校 長野市徳間宮東1360 電話 026-296-8393	高等部	普通科	若干名 (朝陽教室13名以内を含む)	(1) 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの (2) 知的発達遅滞の程度が(1)に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
伊那養護学校 伊那市西箕輪8274 電話 0265-72-2895	”	”	若干名 (上伊那農業高校内分教室8名以内を含む)	
松本養護学校 松本市今井1535 電話 0263-59-2234	”	”	若干名	
上田養護学校 上田市岩下462-1 電話 0268-35-2580	”	”	”	
飯田養護学校 下伊那郡喬木村1396-2 電話 0265-33-3711	”	”	”	
安曇養護学校 北安曇郡池田町会染6113-2 電話 0261-62-4920	”	”	若干名 (あづみ野分教室8名以内を含む)	
小諸養護学校 小諸市市字中原824-3 電話 0267-22-6300	”	”	若干名	
飯山養護学校 飯山市野坂田字替田220-1 電話 0269-67-2580	”	”	”	

諏訪養護学校 諏訪郡富士見町富士見11623-1 電話 0266-62-5600	〃	〃	〃	
木曾養護学校 木曾郡木曾町福島1134-1 電話 0264-22-3553	〃	〃	〃	
花田養護学校 諏訪郡下諏訪町社字花田6525-1 電話 0266-28-3033	〃	〃	〃	(1) 中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成24年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの(信濃医療福祉センターに入所予定の者に限ります。)。ただし、訪問教育にあつては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者で、花田養護学校の中学部を卒業した者(平成24年3月に卒業する見込みの者を含みます。)に限ります。 ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの イ 肢体不自由の状態が(1)のアに掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの (2) 花田養護学校の中学部を卒業した者(平成24年3月に卒業する見込みの者を含みます。)で、(1)のア又はイに該当するもの。
稲荷山養護学校 千曲市野高場1795 電話 026-272-2068	〃	〃	若干名 (右欄(2)の該当者を対象とする更級分教室8名以内を含む)	中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成24年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあつては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。 (1) 次のいずれかに該当するもの ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの イ 肢体不自由の状態が(1)のアに掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの (2) 次のいずれかに該当するもの ア 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの イ 知的発達遅滞の程度が(2)のアに掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
若槻養護学校 長野市上野2-372-2 電話 026-295-5060	〃	〃	若干名	中学校(中学部)又はこれに準ずる学校を卒業した者(平成24年3月に卒業する見込みの者を含みます。)及びこれと同等以上の学力を有する者で、次のいずれかに該当するもの。ただし、訪問教育にあつては、障害のため通学して教育を受けることが困難な者に限ります。
寿台養護学校 松本市寿豊丘811-88 電話 0263-86-0046	〃	〃	〃	(1) 慢性の呼吸器疾患、じん臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの (2) 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

2 志願及び選考の方法

学 校 名	志 願			選 考		
	受付期間	志 願 書 類	場所	方 法	期 日	場 所
長野盲学校 松本盲学校	平成23年12月1日(木)から平成24年2月24日(金)まで。幼稚園も同様とする。ただし、幼稚園は年度途中の志願もできる。	(1) 入学書類 (2) 志願する本人の調査書(志願先学校長の定めるもの) (3) 訪問教育にあつては、病氣療養のため入院している者又は児童福祉施設に入所している者は主治医又は施設長の同意書 (4) 志願先学校長が必要と認める書類	志願先学校	志願書類 学力検査 面接 ただし、幼稚園、訪問教育については、志願書類に基づいて総合的に判断する。	学力検査 平成24年 3月2日(金) 面接 学校長が別に定める日	志願先学校
長野ろう学校 松本ろう学校	平成24年2月1日(水)から2月24日(金)まで。ただし、専攻科デザイン工学科については、平成23年12月1日(木)から同月16日(金)までとする。幼稚園については、各校の募集要項による。ただし、幼稚園は年度途中の志願もできる。				学力検査 平成24年 3月7日(水)。 ただし、専攻科デザイン工学科については、平成24年1月20日(金)とする。 面接 学校長が別に定める日	
長野養護学校 伊那養護学校 松本養護学校 上田養護学校 飯田養護学校 安曇養護学校 小諸養護学校 飯山養護学校 諏訪養護学校 木曾養護学校 花田養護学校 稲荷山養護学校	平成23年12月1日(木)から同月15日(木)まで				学力検査 平成24年 1月20日(金) 面接 学校長が別に定める日	
長野養護学校 朝陽教室 稲荷山養護学校 更級分教室 安曇養護学校 あづみ野分教室 伊那養護学校 上伊那農業高校 校内分教室					学力検査 平成24年 1月21日(土) 面接 学校長が別に定める日	
若槻養護学校 寿台養護学校	平成24年2月20日(月)から同月24日(金)まで	上記(1)から(4)までに掲げる書類及び若槻養護学校にあつては独立行政法人国立病院機構東長野病院、寿台養護学校にあつては独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター中信松本病院の診断書			学力検査 平成24年 3月7日(水) 面接 学校長が別に定める日	

3 入学許可

学校長が、志願者の保護者に平成24年3月19日(月)までに通知します。

4 その他

志願等についての問い合わせは、志願先の学校に行ってください(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

特別支援教育課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年11月4日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

小林 卓 朗

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成24年度千曲川流域下水道維持管理 汚泥処分業務委託
(長野市赤沼・真島2-1)

未消化脱水汚泥1,850トン及び消化脱水汚泥950トン(予定数量)

(2) 役務の特質

下水汚泥(未消化脱水汚泥及び消化脱水汚泥)のセメント資源化による処分

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 下水汚泥発生場所

長野市大字赤沼字申高2455

千曲川流域下水道下流処理区終末処理場

長野市真島町川合1060-1

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

(5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物処分の業(焼却、焼成等)の許可を受けた者であること。

(6) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示

す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成23年11月4日から平成23年12月7日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

電話 026(224)3652

4 入札手続等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年12月16日(金) 午後2時30分

イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所

3階301号会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成23年12月15日(木) 午後5時(必着)

イ 場所 郵便番号380-0917

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年12月9日(金)午後5時までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額の最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県千曲川流域下水道建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be purchased :
Commissioned service for treatment of sewage sludge as cement resources
dewatered undigested sludge ,1,850t (planned quantity)
dewatered digested sludge , 950 t (planned quantity)
- (2) Contract duration:
From April 1,2012 until March 31,2013
- (3) Place where the service take place:
Chikuma-gawa Karyu Regional Sewerage System
Final Treatment Plant
Address:2455 Akanuma-sarutaka, Nagano-shi, Nagano Prefecture
Chikuma-gawa Jyoryu Regional Sewerage System
Final Treatment Plant
Address:1060-1 Mashimamachi-kawai, Nagano-shi, Nagano Prefecture
- (4) Contact place for the tender information;
description/conditions/and other inquiries:
General Affairs Section, Nagano Prefectural Chikuma River Area Sewerage Construction Office
2413-11 Inaba-Hachimandaoki, Nagano-shi, Nagano Prefecture
TEL 026-224-3652
- (5) Time and place for the tender:
Time: 2:30P.M. December 16,2011
Place: Conference Room 301 3F Nagano Prefecture
Chikuma River Area Sewerage Construction Office
- (6) Time limit for the tender by post mail:
Time: 5:00P.M. December 15,2011
Place: General Affairs Section, Nagano Prefectural Chikuma River Area Sewerage Construction Office
2413-11 Inaba-Hachimandaoki, Nagano-shi, Nagano Prefecture 380-0917

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年11月4日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

小林卓朗

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成24年度千曲川流域下水道維持管理 汚泥処分業務委託
(長野市赤沼・真島1-(1))
乾灰(ばいじん)1,100トン(予定数量)
- (2) 役務の特質
下水汚泥焼却灰(ばいじん)のセメント資源化による処分

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 下水汚泥焼却灰(ばいじん)発生場所

長野市大字赤沼字申高2455

千曲川流域下水道下流処理区終末処理場

長野市真島町川合1060-1

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

(5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第6項の規定により、処分を行おうとする場所を管轄する都道府県知事等から産業廃棄物処分の業(焼却、焼成等)の許可を受けた者であること。
- (6) 当該業務を安定的に実施する体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付時期及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成23年11月4日から平成23年12月7日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

電話 026(224)3652

4 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年12月16日(金) 午後2時

イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所

3階301号会議室

(2) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成23年12月15日(木) 午後5時(必着)

イ 場所 郵便番号 380-0917

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年12月9日(金)午後5時までに上記3の(2)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の可否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県千曲川流域下水道建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年11月4日

長野県工業技術総合センター所長 池田博通

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等及び数量

別表のとおり

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 納入期限

別表のとおり

(4) 納入場所

別表のとおり

(5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が調達物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 調達物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 問い合わせ先等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約条項等を示す場所

長野市若里一丁目18番1号

長野県工業技術総合センター 総務部門

電話番号 026 (268) 0602

(2) 入札説明書及び仕様書に関する問い合わせ先

別表のとおり

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野市若里一丁目18番1号

長野県工業技術総合センター 1階小会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

(別表)

調達する物品等及び数量	納入期限	納入場所及び仕様等の内容、問い合わせ先	入札及び開札の日時	等級区分
プラスチック材料耐熱性評価システム一式	平成24年2月29日(水)	長野市若里一丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 材料技術部門 電話 026 (226) 2812	平成23年11月28日(月) 午後1時30分	A又はB
ガスクロマトグラフィシステム一式	平成24年2月29日(水)	長野市大字栗田字西番場205番1 長野県工業技術総合センター 食品技術部門 電話 026 (227) 3131	平成23年11月28日(月) 午後3時	A又はB
食品感性評価装置一式	平成24年1月31日(火)	長野市大字栗田字西番場205番1 長野県工業技術総合センター 食品技術部門 電話 026 (227) 3131	平成23年11月28日(月) 午後4時30分	A又はB

ものづくり振興課